



公益財団法人さいたま市スポーツ協会

専務理事候補者 募集案内

(令和7年4月1日就任予定)

1 募集内容

公益財団法人さいたま市スポーツ協会（以下「協会」という。）の専務理事の候補者を募集します。候補者に選考された後、協会の評議員会において選任され、理事会で選定された場合に専務理事として就任いたします。

募集区分	募集人数	職務の概要
専務理事候補者	1名	協会の定款等に従い、業務執行理事として協会運営の全体を指揮、監督し、適正かつ健全な運営・経営を推進するとともに、そのために必要な経営改善等を提言し、実行します。

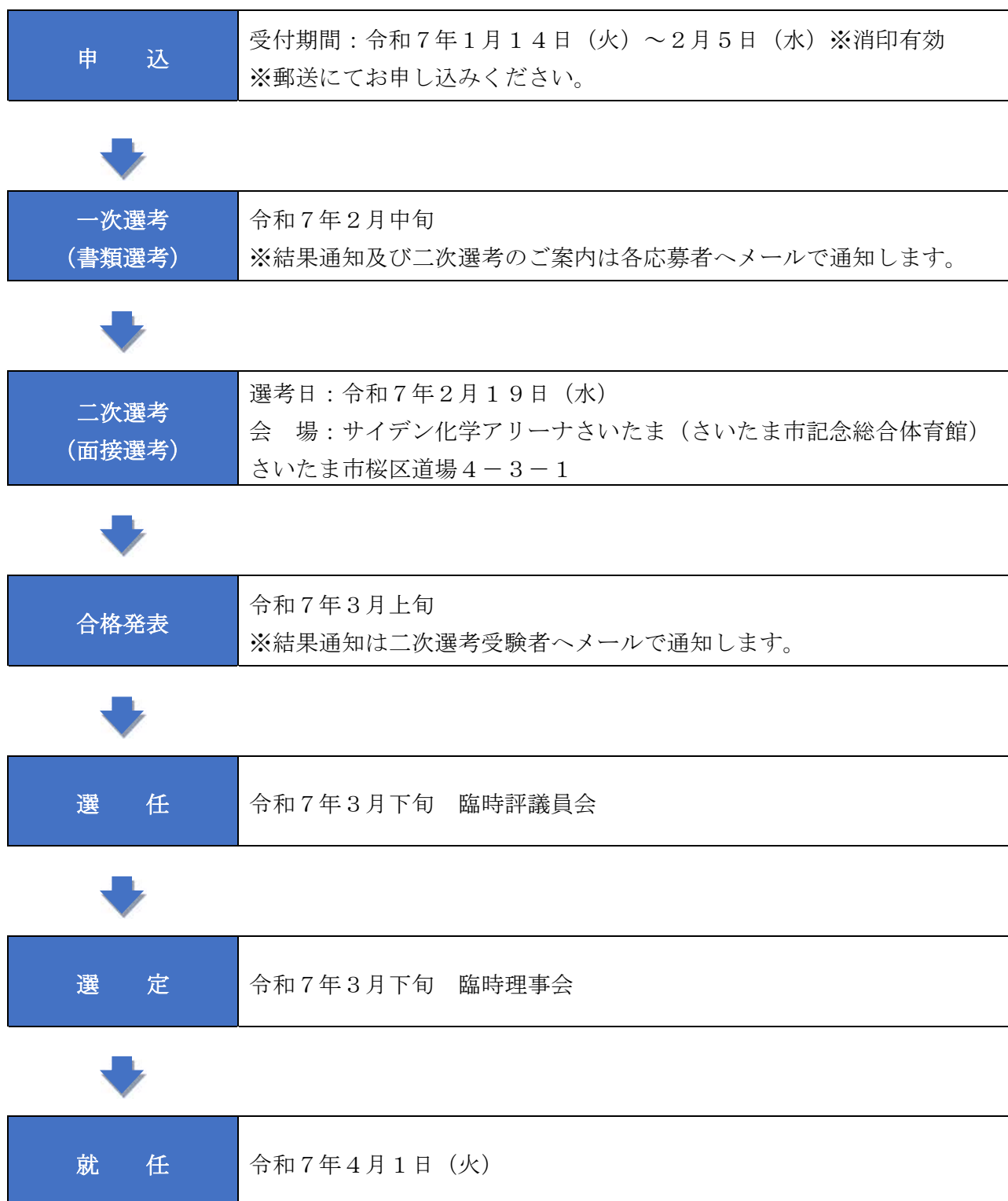
2 求める人材のイメージ

- 協会の円滑な運営・経営を遂行するとともに、さいたま市の生涯スポーツ振興に貢献する先進的な事務局経営ができる人材を募集します。
- 関係行政機関、スポーツ関連団体、スポーツ少年団との円滑な連携体制・協力体制を構築できる調整能力とリーダーシップを持った行動力のある人材を募集します。

3 応募資格

- 次のすべての要件を満たす者としてします。
 - 令和7年4月1日から、協会において職務を遂行できる者
 - 法人等において役員や管理職などのマネジメント業務の経験を5年以上有する者又はそれと同等の経験を有する者
 - 協会の事業を理解し、適正かつ健全な協会運営・経営に貢献する意欲のある者
 - 協会の所有する情報を漏洩並びに自己または第三者の利害関係のために使用することがなく（専務理事退任後も含む。）、公平性、平等性及び透明性を持って業務を遂行できる者
 - 協会の在任中に、営利を目的とする法人もしくは団体の役員（同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）となり、又は自ら営利事業に従事することがない者
- ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。
 - 破産者、成年被後見人又は被保佐人
 - 物品の製造若しくは販売若しくは協会の事業に関連する業務の請負を業とする者で、協会と取引上密接な利害関係を有する者又はこれらの者が法人であるときはその役員（同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
 - 協会が所有又は管理する施設を使用して事業を営む者又はこれらの者が法人であるときはその役員（同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）
 - 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第6条第1号イからニまでに規定する欠格事由に該当する者 ※別紙1 参照

4 主な応募日程 (詳しくは、次項以降を必ず参照のこと。)



5 提出書類等

申込書等の様式は、協会HPからダウンロードして下さい。(<https://www.saitamacity-sports.or.jp/>)

①申込書 (様式1)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式1の記載事項に従って記入のうえ、写真(縦4cm×横3cm)を申込書に必ず貼ること。 ・応募者本人が、自筆(楷書で記載すること。)またはPC等により作成すること。 <p>※詳細は申込書記入要領参照</p>
②小論文 (様式2)	<ul style="list-style-type: none"> ・様式2に示す課題に沿って、応募者本人が、自筆(楷書で記載すること。)またはPC等により1,000字から1,200字程度で作成すること。 ・A4縦長用紙又は原稿用紙等の仕様も可。ただし、様式2に準じ、冒頭に「課題名」「氏名」を記入の上、横書きで記入すること。

6 申込方法

受付期間	令和7年1月14日(火)～2月5日(水) ※消印有効
受付方法	郵送
提出先	〒338-0835 さいたま市桜区道場4-3-1 サイデン化学アリーナさいたま内(さいたま市記念総合体育館内) 公益財団法人さいたま市スポーツ協会 宛

※受付期間を過ぎた場合は、いかなる理由でも受理できません。

※記載事項の不備や提出書類の不足等がある場合も受理できませんので注意してください。

※提出された書類等は返却しません。

7 選考方法等

選考区分	1次選考	2次選考(1次選考合格者のみ)
選考日	—	令和7年2月19日(水)
集合時刻	—	結果通知により、連絡します。
場所	—	サイデン化学アリーナさいたま (さいたま市記念総合体育館) 1階 役員控室
選考内容	書類審査 【申込書類及び小論文審査】	面接審査 ※面接に必要な交通費については、各自でご負担くださいようお願いいたします。
結果通知	令和7年2月中旬に 各応募者へメールで通知します。	令和7年3月上旬に 二次選考受験者にメールで通知します。

※協会役員で構成する役員選考委員会で選考します。

※選考の結果、適任者なしと判断する場合があります。

8 合格から専務理事就任まで

- (1) 合格の通知後、応募資格がないと判明した場合や申込書等の記載に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 候補者として内定後又は専務理事就任後の健康診断の結果、心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかになった場合には、内定の取り消し、又は解任します。
- (3) 内定者は、令和7年3月下旬に開催が予定される臨時評議員会において「理事」に選任され、その後開催の臨時理事会において「専務理事」に選定された場合に、正式に就任することとなります。

9 任期、報酬等

- (1) 任期は、就任日から令和8年6月に予定しております定例評議員会の終結の時までです。
ただし、評議員会において、任期中の業績、能力が優れていると判断された場合には、さらに1期2年間、再任される場合があります。
- (2) 専務理事には、公益財団法人さいたま市スポーツ協会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程に基づき、報酬・賞与・通勤手当が支給されます。
- (3) 退任時の退職手当はありません。
- (4) 執務時間 役員であることから勤務時間、休暇の定めはありませんが、基本的には、月曜日から金曜日の間は、常勤役員として執務していただきます。
また、年間を通して、各種スポーツ大会、イベント等への出席が正規時間帯以外にも多くあります。
- (5) 福利厚生 健康保険、厚生年金保険 等
- (6) 勤務地 さいたま市桜区道場4丁目3番1号 サイデン化学アリーナさいたま内（さいたま市記念総合体育館）

10 問い合わせ・応募申込先

〒338-0835

さいたま市桜区道場4-3-1 サイデン化学アリーナさいたま内（さいたま市記念総合体育館）

公益財団法人さいたま市スポーツ協会

TEL：048-851-6250 / FAX：048-851-6253

E-mail： info@saitamacity-sports.or.jp

公益財団法人さいたま市スポーツ協会について

・概要

名 称 公益財団法人さいたま市スポーツ協会
所在地 埼玉県さいたま市桜区道場四丁目3番1号 さいたま市記念総合体育館内
設 立 平成15年4月1日
基本財産 2億円
連絡先 TEL：048-851-6250 / FAX：048-851-6253

・目的

この法人はさいたま市における体育・スポーツを振興し、市民の健康増進と体力向上を図り、もって明るく活力に満ちたさいたま市民の育成に寄与することを目的とする。

・事業

【公益目的事業】

- (1) 市民の健康及び体力づくりの推進
- (2) 体育・スポーツ指導者の養成及び資質の向上
- (3) 体育・スポーツ団体及びスポーツ少年団の育成
- (4) 加盟団体の競技力向上及び大会等への選手の派遣
- (5) 各種大会、講習会及び各種スポーツ事業の実施並びに援助
- (6) 体育・スポーツに関する調査研究及び情報発信
- (7) 体育・スポーツ功労者及び優秀指導者の表彰
- (8) 市内スポーツ施設の管理運営に関する事業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

・組織

評議員：10名（非常勤）
会 長： 1名（非常勤）
副会長： 3名（非常勤）
専務理事： 0名（常勤）
理 事：28名（非常勤）
監 事： 2名（非常勤）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第6条第1号イから二までに規定する欠格事由に該当する者

（欠格事由）

理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

- イ 公益法人が第二十九条第一項又は第二項の規定により公益認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前一年内に当該公益法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から五年を経過しないもの
- ロ 次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
 - ・認定法の規定に違反したこと
 - ・一般法人法及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規程に違反したこと
 - ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法律第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したこと
 - ・刑法（明治40年法律第45条）第204条、第206条、第208条、第208条の2第1項、第222条又は第247条の罪を犯したこと
 - ・暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
 - ・国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、もしくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したこと
- ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者